

# 京王電鉄京王線（笹塚駅～つつじヶ丘駅間）の連続立体交差化・ 複々線化に関する都市計画案と環境影響評価準備書および 関連側道の都市計画案についての縦覧と意見書の提出について

〈別紙〉

## 【1】都市計画案の縦覧・閲覧と意見書の提出

### 1. 東京都市計画都市高速鉄道第10号線 / 東京都市計画都市高速鉄道京王帝都電鉄京王線 調布都市計画都市高速鉄道第10号線

- 縦覧・閲覧について 3月7日(月)～4月6日(水)(土・日曜、祝日を除く) / 午前9時～午後5時
- ・ 都市計画の名称 東京都市計画都市高速鉄道第10号線 / 東京都市計画都市高速鉄道京王帝都電鉄京王線  
調布都市計画都市高速鉄道第10号線
- ・ 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課 (都庁第二本庁舎 21階北側)  
世田谷区都市整備部都市計画課
- ・ 閲覧場所 世田谷区交通政策担当部鉄道立体・街づくり調整担当課、  
北沢・烏山総合支所街づくり課
- 意見書の提出について 3月7日(月)～4月20日(水)(必着)
- ・ 提出方法 氏名、住所、都市計画案の名称、意見を明記し、下記提出先へ郵送または持参してください。
- ・ 提出先 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課  
〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 都庁第二本庁舎 21階北側  
☎ 5 3 8 8 - 3 2 2 5
- 問合せ先
- ・ 都市計画案について 東京都都市整備局都市基盤部交通企画課 ☎ 5 3 8 8 - 3 2 8 4

### 2. 東京都市計画道路区画街路都市高速鉄道第10号線付属街路第3号線～第17号線

- 縦覧・閲覧について 3月7日(月)～4月6日(水)(土・日曜、祝日を除く) / 午前9時～午後5時
- ・ 都市計画の名称 東京都市計画道路区画街路都市高速鉄道第10号線付属街路第3号線～第17号線
- ・ 縦覧場所 世田谷区都市整備部都市計画課
- ・ 閲覧場所 世田谷区交通政策担当部鉄道立体・街づくり調整担当課、  
北沢・烏山総合支所街づくり課
- 意見書の提出について 3月7日(月)～4月20日(水)(必着)
- ・ 提出方法 氏名、住所、都市計画案の名称、意見を明記し、下記提出先へ郵送または持参してください。
- ・ 提出先 世田谷区都市整備部都市計画課  
〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27  
☎ 5 4 3 2 - 2 4 5 5
- 問合せ先
- ・ 都市計画案について 世田谷区交通政策担当部鉄道立体・街づくり調整担当課 ☎ 5 4 3 2 - 2 5 3 5

## 【2】環境影響評価準備書の縦覧・閲覧と意見書の提出

### 京王電鉄京王線（笹塚駅～つつじヶ丘駅間）連続立体交差化及び複々線化事業

- 縦覧・閲覧について 3月7日(月)～4月6日(水)(土・日曜、祝日を除く、図書館は休館日を除く) / 午前9時～午後5時
  - ・ 事業の名称 京王電鉄京王線（笹塚駅～つつじヶ丘駅間）連続立体交差化及び複々線化事業
  - ・ 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（都庁第二本庁舎 21 階北側）  
世田谷区環境総合対策室環境保全課
  - ・ 閲覧場所 世田谷区交通政策担当部鉄道立体・街づくり調整担当課、北沢・烏山総合支所  
街づくり課および地域振興課、北沢・烏山出張所、新代田・松原・松沢・上北沢・  
上祖師谷まちづくりセンター、烏山・上北沢・粕谷図書館
- 意見書の提出について 3月7日(月)～4月20日(水)(必着)
  - ・ 提出方法 氏名および住所(法人その他の団体の場合はその名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地)、準備書の名称、環境の保全の見地からの意見を明記し、下記提出先へ郵送または持参してください。
  - ・ 提出先 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課  
〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二本庁舎 21 階北側  
☎ 5 3 8 8 - 3 2 2 5
- 問合せ先
  - ・ 環境影響評価準備書 東京都都市整備局都市基盤部交通企画課 ☎ 5 3 8 8 - 3 2 8 4  
について
  - ・ 環境影響評価準備書 世田谷区環境総合対策室環境保全課 ☎ 5 4 3 2 - 2 2 7 4  
の縦覧・閲覧について

